

共済団体認可証			
共済事業			
認可番号	厚生労働大臣（共済事業）	第	号
（共済団体の名称）			
（代表者氏名）			
（主たる事務所の所在地）			

（記載上の注意）

法第5条第1項の申請書に旧氏及び名を併せて記載した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載することができる。

標識を事務所ごとに公衆の見やすい場所に掲示する場合における当該標識は、縦30センチメートル以上、横35センチメートル以上の大きさとする。